



神奈川県 消防設備会報

第49号 令和5年8月



巨大な地球儀のある街

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023
横浜市中区山下町1番地(シルクセンター 4F 408号)
TEL 045-201-1908
FAX 045-212-0971
<https://www.02-ksk.or.jp>
E-mail: info@02-ksk.or.jp

消防設備会報（第 49 号 令和 5 年 8 月） 目次

理事長あいさつ	（一財）神奈川県消防設備安全協会理事長 黒 澤 麻 志	1
寄稿 急速充電設備の規制の見直しについて		
	川崎市消防局予防部 担当部長兼予防課長 渡 邊 勉	2
泡消火設備を設置している皆様へ（横浜市からのお知らせ）		4
表彰の栄誉に輝いた方々		5
優良点検事業所認定制度の活用を！		6
令和5年度第1回理事会・評議員会の概要		
	令和4年度事業の実施結果概要	8
	役員等の選任	12
令和5年度事業の概要		14
令和4年度消防設備士等試験実施結果（消防設備士試験・危険物取扱者試験）		16
点検を終了したら全国共通ラベルの貼付を！		18
消防用設備等点検済表示管理委員会委員名簿		19
防火・防災セイフティマーク等頒布のご案内		20
令和5年1月以降の主な通知等		24
協会からのお知らせ		25

表紙:巨大な地球儀のある街

国道 467 号線を大和市側より南に車を走らせていると、藤沢市湘南台のあたりで、巨大な球体の建造物が目に入ってきます。藤沢市の施設で、球体は地球儀をモチーフとしたプラネタリウムになっています。夜になると街の照明が適度に反射し、金属の質感が美しく、なかなかカッコいい被写体となってくれます。

（写真・文提供：株式会社東晃防災 清水正仁 様）



理事長あいさつ

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会
理事長 黒澤 麻志

梅雨明け後の夏空に、賑わいの戻った場所も多く見受けられ、不安は残しながらも社会全体に活気が戻りつつあることを感じます。5月から感染症法上の位置付けが5類に引き下げられましたが、新型コロナの流行を経て学んだ新しい生活様式は続けていくことが大切と言われております。

当協会の運営においてもコロナ禍の影響を大きく受けましたが、関係機関のご指導と会員の皆様方の格別のご支援とご協力を賜わり、事業を継続させていただいており、心から感謝申し上げます。

さて、今年は関東大震災から100年目に当たります。関東大震災の発生日である9月1日が「防災の日」と定められたように、日本の災害対策の大きな節目といえます。

また近年、災害が頻発化しており、各地で線状降水帯による大雨などの自然災害が発生し、災害対策の迅速化、被災者支援の強化、防災意識の向上などが益々重要となっております。

当協会では、消防用設備の適正な設置と維持管理の推進、各種資格者の育成と資質の向上、さらに消防・防災意識の啓発と普及などの各種事業を実施しております。

安全な社会基盤、住民の生命と財産を守る一端を担うという役割の認識を新たにし、時代の要請を受けながら、会員の皆様の持つ技術と人の力を結集して、県民の皆様のお役にたってまいりたいと考えております。

行政機関、関係団体の皆様と連携、協力して、会員の皆様、県民の皆様に対し、より一層お役にたてるよう全力を尽くしてまいり所存でございます。また、会員各位のご隆盛をご祈念申し上げます。

今後ともより一層のご支援とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

急速充電設備の規制の見直しについて

川崎市消防局予防部

担当部長兼予防課長 渡 邊 勉

1 はじめに

近年、世界的な脱炭素化の流れの中で、電気自動車（以下「EV」という。）が急速に普及しつつあります。EV への充電については、主に自動車ディーラーやショッピングモール等の商業施設に設置された急速充電設備が利用されることが多く、EV の更なる普及を実現するためには、こうした充電インフラの整備が不可欠です。

また、今後普及拡大が見込まれる電動バスや電動トラックに向けた大出力の急速充電設備の整備についてもニーズが高まっていたことから、国の「急速充電設備の規制のあり方に関する検討部会」（部会長：小林恭一東京理科大学総合研究院教授）において、火災危険性の観点から必要な検討を行った結果、現行の消防法令上の規制内容の見直しが行われました。

2 急速充電設備の規制体系

急速充電設備は、消防法令上「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」（平成14年総務省令第24号。以下「対象火気省令」という。）に規定する対象火気設備等に該当し、対象火気省令に従い制定される市町村条例で所要の規制が設けられています。

これまで、急速充電設備の全出力については「20キロワットを超え200キロワットまで」と規定されており、200キロワットを超えるものについては「変電設備」として規制され、設備内に関係者以外の者が出入りできないなど、設置への障壁が存在していました。

また、これまでの対象火気省令及び市町村条例では「コネクター（充電用ケーブルをEV等に接続するための部分）型」と「非コネクター型」の急速充電設備を区別していなかったことから、「非コネクター型」を想定した基準となっていないなど、実態に合っていない規制内容となっていました。

3 検討部会での主な検討結果について

「急速充電設備の規制のあり方に関する検討部会」において、急速充電設備のハザードの分析や火災事例等について議論し、検討した結果、次のとおり規制内容が見直されることとなりました。

（1）出力の上限の撤廃

200キロワットを超え、変電設備とみなされる急速充電設備にのみ求められる規制としては、屋内設置時の不燃区画や関係者以外の者の立入禁止等がありました。一方、200キロワット以下の急速充電設備には、異常時の緊急停止措置や自動車の衝突防止措置などが求められており、これは急速充電設備としての特徴や仕様に応じた規制であり、変電設備としての規制と同等の安全性を確保できると考えられることや、急速充電設備の火災事例が確認されていないことから、現行の防火安全対策が講じられていることで出火リスクは一定程度抑制されているとされました。

こうしたことから、出力が200キロワットを超えることで、従来、変電設備とみなされていた急速充電設備も含めて、「急速充電設備」として規制されることとなりました。

(2) 急速充電設備の規定は「コネクター型」であることを明確化

現在、一般的に流通している急速充電設備はコネクター型であり、これまでの検討部会で検討された急速充電設備もコネクター型のみでした。こうしたことから、より実態に即した基準への見直しのため、対象火気省令が規定する急速充電設備はコネクター型であることを明確化しました。

なお、非コネクター型の急速充電設備等が普及した際は、当該設備の特徴ごとに防火安全対策を検討し、急速充電設備に追加していくこととされました。

(3) 分離型の急速充電設備にも対応した基準への改正

対象火気省令及び市町村条例は、設備本体とケーブルが一体となって充電する「一体型」の設備を想定した基準となっていました。変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないもの）により構成される「分離型」の急速充電設備についても設置が見られるようになってきたことから、その安全措置を検討した結果、充電ポストのコネクターには手動緊急停止措置を設けること等が規定されました。

4 対象火気省令等の改正

今回の検討部会での結果を受け、その内容に沿って、消防庁においてパブリックコメントを行ったのち、対象火気省令が改正されました（令和5年2月21日公布、同年10月1日施行）。これまで急速充電設備は自動車又は原動機付自転車へ充電を行うものとされていましたが、パブリックコメントにおいて、現在の開発状況から自動車以外の用途にも対応すべきという意見もあったことから、充電の対象は「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するもの」と幅広く規定されました。

川崎市では対象火気省令の基準に従い、「川崎市火災予防条例」を改正しております。

5 おわりに

改正後の条文からも分かるように、これまでは主にEVを対象としてきた急速充電設備ですが、今後はバスやトラックのみならず、航空機や船舶も対象とすることが規定されました。国は2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底することとしていることから、今後ますます急速充電設備の普及は進んでいくものと考えられます。

消防機関としては、相談や検査等の機会を通じて適正な指導を行い、急速充電設備の利用者の皆様の安全安心のために今後とも引き続き尽力してまいりたいと思います。

泡消火設備を設置している皆様へ

PFOS、PFOA が含まれている泡消火薬剤が河川等へ流出する
おそれがある場合、直ちに応急措置等をお願いします。

PFOS、PFOA を含む泡消火薬剤貯蔵タンクへ車両衝突などの事故に伴い薬剤が漏えいした際は、次のとおり対応をお願いします。

○河川等への流出を防ぐため、直ちに応急措置を！

【応急措置の例】

破損した施設の流出防止、
排水口での土嚢設置、物質の回収、
汚染表土の除去 等



【河川への泡消火薬剤の流出】

○泡消火設備が所在する自治体の
環境（水質）担当窓口に直ちに連絡を！
措置完了後、速やかに届出を！
横浜市の場合は、下記連絡先の
環境創造局水・土壤環境課まで連絡等をお願いします。

※消火活動に伴う排出等は、上記の措置の対象外ですが、環境中への排出を把握する必要がありますので、同様に連絡を下さるようご協力をお願いします。

※水質汚濁防止法施行令の改正により、PFOS 等が指定物質に追加されたことを踏まえ、横浜市では、「横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則」を改正し、非常時の措置義務に係る物質に PFOS 等を追加しました。

PFOS、PFOA は製造・輸入が原則禁止されていますが、未だ泡消火薬剤の形で貯蔵されている場合があります。

●泡消火薬剤に PFOS、PFOA が含まれているか確認をお願いします。

一般社団法人日本消火装置工業会ホームページにてご確認ください。

「トピックス（2022/1/25）PFOA 規制に伴う泡消火薬剤および泡消火設備に関する取扱いについて」参照

URL： <http://www.shosoko.or.jp>

消火器については一般社団法人日本消火器工業会ホームページにてご確認ください。

URL： <https://www.jfema.or.jp>

●基準に従い、保管、点検、表示等が必要です。環境省リーフレットにてご確認ください。

「消火器等の適切な取扱い・処理をお願いします。PFOS を含有する消火器・泡消火薬剤等の取扱い及び処理について～」 URL： <https://www.env.go.jp/content/900410399.pdf>

【連絡先】 横浜市環境創造局水・土壤環境課水質担当

TEL：045-671-2489 E-mail： ks-mizu@city.yokohama.jp

表彰の栄誉に輝いた方々

第22回 協会理事長表彰

一般財団法人神奈川県消防設備安全協会は、消防用設備等の設置・維持管理及び各種工事に關し、永年にわたり適正な業務を行った方又は適正な業務の推進に尽力した方等に対して、理事長表彰を行っています。

表彰制度は、平成13年度に創設し、令和4年度に「第22回理事長表彰」を行いました。

表彰は表彰規程のいずれかに該当する個人及び事業所について行うものです。

今回の表彰にあたりましては、協会の理事、評議員で構成する「理事長表彰選考委員会」において選考を行い、受賞者を決定いたしました。理事長表彰の受賞者は次のとおりです。

○受賞者（五十音順 敬称略）

秋葉 孝徳	（有限会社秋葉防災 取締役）	1号
安達健太郎	（有限会社消防設備サービス 代表取締役）	1号
佐久間良文	（有限会社みかさ防災 代表取締役）	1号
小林 亨	（社会福祉法人湘南福寿会 理事長）	2号
鈴野 和重	（一般社団法人神奈川県空調衛生工業会 専務取締役）	2号
SEC 株式会社	（代表取締役 高崎 真之介）	3号
株式会社栄広プロビジョン	（代表取締役 西津 英二）	4号
株式会社マルヤマ	（代表取締役 坂口 高雄）	4号

1号該当：長年にわたり、消防用設備の適正な設置・維持管理に尽力し、保守業務の推進と適正化に多大な貢献のあった者

2号該当：当協会の役員又は職員として、長年にわたり協会の業務の推進に尽力し、社会公共の福祉の発展に多大な貢献のあった者

3号該当：点検済表示登録会員で、消防用設備等点検済表示制度の積極的な推進と公正な運用に尽力し、保守業務の適正化に多大な貢献のあった事業所

4号該当：消防用設備等の点検業務等を高度な基準で履行され、多年にわたり優良点検事業所として認定され、業界の躍進の一助となるなど多大な功績のあった事業所

優良点検事業所認定制度の活用を！

○ 優良点検事業所認定制度とは！

消防用設備等の点検業務（総合点検）を確実に履行し、点検従業員の服装やモラルなどを含め、総合的に審査基準を満たしている表示登録会員の事業所を、『優良点検事業所』として認定する当協会独自の制度です。

○ 手続き、立会調査、審査は！

当協会に認定の申請をすると、防火対象物の点検スケジュールに合わせて地区別点検推進指導員が点検に立会い、点検時の事前準備、安全管理、点検状況などをチェックします。その後、別に組織する「認定等委員会」で審査され、優良点検事業所としての認定・不認定が決定されます。

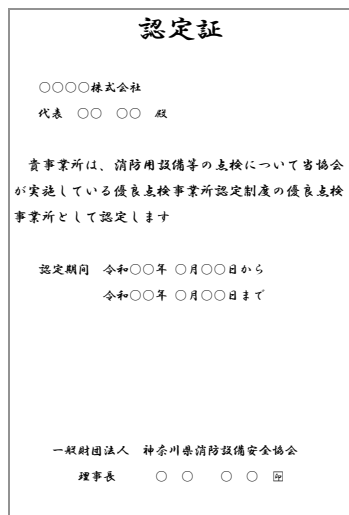
○ 制度のメリットは！

この制度は、神奈川県内の消防機関にもご認識いただいていることから、点検を業とする多くの事業所が、優良点検事業所として認定されることにより、防火対象物の関係者の信頼を得るとともに、点検現場の労働環境の改善や点検に携わる人々の社会的地位の向上が期待され、業界全体の躍進の一助につながるものです。

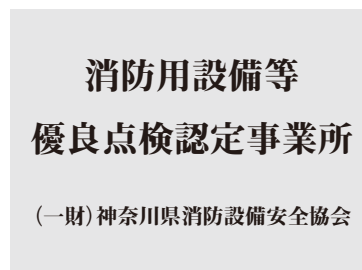
○ 優良点検事業所に認定されると！

優良点検事業所として認定されますと、当協会のホームページに事業所名等が掲載されるとともに、「認定証」及び「金ラベル証」が無償で交付されます。

また、防火対象物には、表示プレートが無償で貸与されます。



認定証



金ラベル証

※「金ラベル証」は、消防用設備等点検結果報告書（正副）の様式右下に貼付できます。



表示プレート

○ 対象地域は！

平成28年度からの制度開始から約1年間は、横浜市、川崎市及び相模原市を対象として実施してきましたが、平成29年8月1からは、より多くの事業所及び防火対象物が制度の対象となるよう、神奈川県内全域を対象としています。

優良点検事業所「認定一覧」

(順不同)

認 定 日	事業所名	住 所	電話番号
2022年 3 月18日 (再)	相日防災株式会社 横浜本店	横浜市泉区緑園 7-7-8	045-811-1390
2022年 3 月18日 (再)	株式会社 清水商工	横浜市都筑区東方町44	045-472-3488
2022年 3 月18日 (再)	株式会社 ニチナンメンテ	横浜市港北区日吉 7-6-30	045-560-6601
2022年10月29日 (再)	株式会社 栄広プロビジョン	横浜市神奈川区鶴屋町 3-29-1	045-312-3883
2022年10月29日 (再)	株式会社 マルヤマ	横浜市磯子区磯子 3-1-40	045-761-4317
2022年10月29日 (再)	株式会社 赤塚防災設備	川崎市川崎区藤崎 1-24-17	044-244-0064
2022年10月29日 (再)	株式会社 ハマ防災	横浜市磯子区広池町 7-4	045-751-6383
2023年 2 月18日 (再)	アラームマネジメント株式会社	相模原市中央区星が丘 4-2-25 センチュリー星が丘401号	090-8568-4427
2023年 2 月18日 (再)	有限会社 ヤマト消防設備	横浜市西区平沼 1-18-2	045-322-7651
2023年 6 月22日 (再)	株式会社 東神防災工業	横浜市南区六ッ川 2-9-18	045-715-0363
2023年 6 月22日 (再)	株式会社 網代防災設備	横浜市神奈川区神大寺 3-1-35	045-481-8448
2023年 6 月22日 (再)	株式会社 アキタ	相模原市南区相模台 6-17-20	042-744-4968
2023年 6 月22日 (再)	さくら防災有限会社	横浜市旭区二俣川 1-79-26	045-392-1078
2023年 6 月22日 (再)	共栄防災設備株式会社	横浜市神奈川区白幡東町14-7	045-434-1123

* 認定日の欄中の(再)は、優良点検事業所として再認定された年月日を示します。

令和5年度第1回理事会・評議員会の概要

令和5年度第1回の理事会及び令和5年度第1回評議員会をそれぞれ開催しました。

- ・第1号議案 令和4年度事業報告について
- ・第2号議案 令和4年度決算について
- ・第3号議案 役員の選任について

令和4年度事業の実施結果概要

消防用設備等の設置及び維持管理の適正化を図ることはもとより、地域社会における被害の軽減と社会公共の福祉の増進に寄与するため、各種の事業を実施しました。

1 各種講習事業

(1) 消防設備点検資格者講習

点検資格者の資格を付与する講習で、(一財)日本消防設備安全センターからの委託を受けて実施しました。

種 別	前 期	中 期	後 期	申請者数	受講者数
1種	6/7～6/9	12/6～12/8	3/7～3/9	318	295
2種	6/14～6/16	12/13～12/15	3/9～3/11	301	271
計				619	566

(2) 消防設備点検資格者再講習

消防設備点検資格者免状の交付を受けた日、又は消防設備点検資格者再講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年を経過する日までの期間に該当する者を対象とした講習で、(一財)日本消防設備安全センターからの委託を受けて実施しました。

種 別	前 期	中 期	後 期	申請者数	受講者数
1種	5/17・5/19	7/20	1/25・2/21・3/1	599	578
2種	5/18・5/20	7/21	1/26・2/22・3/2	537	523
計				1,136	1,101

(3) 消防設備士受験準備講習

コロナ感染拡大防止のため、中止としました。(前回実施は令和元年度)

(4) 消防設備士法定講習

消防設備士の免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内に、又はその講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに受講する講習で、神奈川県からの委託を受けて実施しました。

種 別	実 施 日	申請者数	受講者数
消火設備	10/6・10/27・11/9・11/17	556	548
警報設備	10/5・10/18・10/20・10/26・11/10・11/16	940	929
避難設備・消火器	10/4・10/19・10/28・11/8・11/15	781	772
計		2,277	2,249

(5) 蓄電池設備整備資格者講習

蓄電池設備整備資格者の資格を付与する講習で、(一社)電池工業会からの委託を受けて実施しました。

・受講者数 106名 (11/30・12/1)

(6) 防火・防災管理講習

防火管理者、防災管理者の資格を付与する講習で、(一財)日本防火・防災協会からの委託を受けて実施しました。

種 別	実 施 日	申請者数	受講者数
甲種防火管理 新規講習	4/11・12、6/1・2、7/4・5、8/25・26、 11/24・25、 令和5年1/17・18、2/1・2、3/23・24	869	753
甲種防火管理 再講習	5/30	54	45
乙種防火管理 新規講習	4/22、8/24	175	141
防災管理講習	5/31	84	74
防火・防災管理 新規講習(併催)	5/24・25、7/28・29、8/18・19、 令和5年2/9・10	593	95
計	25回	1,775	1,511

(7) 消防設備実技・実務研修会

コロナ感染拡大防止のため、中止としました。

2 普及啓発事業等

(1) 会員制度維持事業

講習会・研修会開催等の情報提供を行うとともに、消防設備会報を年2回発行

(2) 消防用設備点検報告制度普及推進事業

ア 消防用設備等点検済表示管理委員会

平成8年7月に発足し、県内消防機関、防火対象物関係者、消防設備メーカー、当協会職員の33名の委員により構成され、消防用設備等点検制度に係る諸事項について審議等を行っています。

開催年月日：令和4年7月12日、令和5年1月24日

また、消防用設備等点検制度に係る諸事項について審議する組織として、小委員会を設けており、委員は次の7名で構成されています。

清水 廣司 委員（委員長）

竹洞 勉 委員 石田 正 委員 佐藤 康司 委員

大井 達 委員 武者 恵吾 委員 大石 潔 委員

イ 優良点検事業所認定等委員会

令和4年度は優良認定事業所として新規は0件、再認定は6件ありました。

優良点検事業所認定等委員会は、次の7名で構成されています。

落合 俊雄 委員（委員長）

前田 純一 委員 小関 正男 委員 水野 高志 委員

土橋 正彦 委員 白根巳喜夫 委員 関 文男 委員

ウ 点検済票交付事業

消防用設備等点検済表示制度に基づき、消火器用、消火器以外の『点検済票』の発行・交付を行いました。

令和4年度の交付実績 1,045,250枚

エ 点検推進指導員派遣

点検推進指導員 3名

防火対象物における消防用設備等点検業務の立会いは、コロナ感染拡大防止のため中止しました。

オ その他普及啓発事業

- ① 県社会福祉協議会発行の「福祉タイムズ」6月号に点検済表示制度について広報
- ② 県ビルメンテナンス協会発行の「KBM 会報」（年3回発行）に点検済表示制度について広報
- ③ 「IFCAA2022 YOKOHAMA」及び川崎市音楽隊定期演奏会に協賛し、プログラム等に点検済表示制度について広報

3 県民等への便宜等の提供

(1) 防火基準点検済証及び防火優良認定証（防火セーフティマーク）等頒布斡旋事業

防火対象物定期点検報告制度に係る次の頒布斡旋を行いました。

『防火基準点検済証』（17件）

『防火優良認定証』(44件)
『防災基準点検済証』(2件)
『防災優良認定証』(1件)
『防火・防災基準点検済証』(5件)
『防火・防災優良認定証』(10件)

4 各種会議の開催

(1) 理事会、評議員会

ア 理事会

第1回：令和4年5月、臨時：令和4年5月、第2回：令和5年3月

イ 評議員会

令和4年5月

(2) 消防・防災関係機関会議、関東ブロック会議、全国会議

ア 神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課との連絡調整を行いました。

- ・令和4年度神奈川県消防設備士法定講習の事務を受託しました。
- ・法令改正、各種通達の情報提供を受けました。

イ 一般財団法人日本消防設備安全センターとの関係

- ・賛助会員として安全センター事業に協力しました。
- ・点検資格者本講習、同再講習等に係る委託契約を締結し、講習会を実施しました。
- ・安全センター取扱保険（消防設備点検業者損害賠償保険、消防防災福利厚生支援事業）の加入促進及び手続事務を実施しました。
- ・消防設備関係講習の講師等に対する事故保険に加入しました。
- ・安全センター作成ポスター、しおり、月刊フェスク等の提供を受けました。
- ・安全センター発刊の参考図書・各種講習用テキストの供給を受けました。
- ・安全センターの「消防防災福利厚生支援事業運営委員会」の委員として役員を派遣し、事業に協力しました。

ウ 関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会との関係

1都9県で構成する連絡協議会の総会、代表者会議、事務局長会議等に参加し、安全センター、他県協会との情報交換を積極的に行いました。

エ その他の関係機関との関係

(公財) 川崎市消防防災指導公社に、理事及び評議員として役員を派遣しました。

一 役員等の選任

令和5年度第1回の理事会及び評議員会において、任期満了並びに所属の人事異動等に伴い新たな理事及び評議員の選任が行われました。

7月末現在の理事・監事・評議員は、以下の名簿のとおりです。

(一財) 神奈川県消防設備安全協会役員名簿

(令和5年7月末現在 業種別 理事・監事敬称略)

役 職	区 分	氏 名	所 属 ・ 会 社 名	所属役職
理 事 長	消防用設備・機器	黒 澤 麻 志	相日防災株式会社	代表取締役社長
副理事長	電 気 設 備	山 口 宏	(一社) 神奈川県電業協会 株式会社共栄社	会長 代表取締役社長
〃	管 工 事 ・ 空 調	石 田 隆	神奈川県管工事協同組合連合会 神中工業株式会社	会長 代表取締役社長
理 事	消防用設備・機器	土 田 敬 介	ニッタン株式会社横浜支社	支社長
〃	〃	中 川 龍太郎	モリタ宮田工業株式会社	代表取締役社長
〃	〃	藤 野 一 彦	ホーチキ株式会社横浜支店	支店長
〃	〃	伊 藤 睦	能美防災株式会社横浜支社	支社長
〃	〃	石 田 正	神奈川県防災消防協同組合 株式会社アトラス	理事長 代表取締役
〃	〃	竹 洞 勉	防災かながわ協同組合 株式会社東弘商会	理事長 取締役会長
〃	〃	河 本 伊久雄	株式会社河本総合防災	取締役会長
〃	電 気 設 備	加 藤 哲 郎	(一社) 神奈川県電業協会 協成電気株式会社	副会長 代表取締役
〃	消防用設備・機器	西 津 英 二	株式会社栄広プロビジョン	代表取締役
〃	〃	鈴 木 和 彦	神奈川県電気工事工業組合 株式会社イスズ	理事 取締役会長
〃	公 社 ・ 協 会	二 見 稔	(一社) 神奈川県経営者協会	専務理事
〃	〃	日 迫 善 行	(公財) 川崎市消防防災指導公社	理事長
常務理事	〃	大 石 潔	(一財) 神奈川県消防設備安全協会	事務局長
監 事	消防用設備・機器	邑 上 一 弥	横浜市防災機器販売協同組合 株式会社東神防災工業	副理事長 代表取締役
〃	電 気 設 備	立 山 亘 嗣	神奈川県電気工事工業組合	事務局長

(一財) 神奈川県消防設備安全協会評議員名簿

(令和5年7月末現在 業種別 評議員 敬称略)

区 分	氏 名	所属・会社名	所属役職
消 防 機 関	加 賀 谷 敦 己	横浜市消防局（消防長会横浜地区長）	予防部長
〃	大 友 正 人	川崎市消防局（消防長会川崎地区長）	予防部長
〃	石 原 英 朗	相模原市消防局（消防長会相模原地区長）	消防部長
〃	竹ノ谷 直 人	鎌倉市消防本部（消防長会三浦半島地区長）	予防課長
〃	金 指 俊 二	藤沢市消防局（消防長会湘南地区長）	参事兼予防課長
〃	奥 川 誠 二	小田原市消防本部（消防長会県西地区長）	副消防長
〃	小 林 将 純	綾瀬市消防本部（消防長会県央地区長）	予防課長
消防用設備・機器	大 井 達	相模原市防災設備協同組合 相模設備工業株式会社	理事長 代表取締役
〃	佐 藤 康 司	横浜市防災機器販売協同組合 有限会社佐藤防災商会	理事長 代表取締役
〃	武 者 恵 吾	川崎市消防設備協同組合 晃洋商事株式会社	理事長 代表取締役
〃	清 水 廣 司	株式会社清水商工	取締役会長
〃	木 内 忠	共栄防災設備株式会社	代表取締役
〃	原 田 翔	株式会社渡辺武商店湘南支店	支店長
電 気 設 備	湯 川 正 純	神奈川県電気工事工業組合 株式会社ヘルツ	副理事長 代表取締役
〃	松 田 茂	一般社団法人神奈川県電業協会 株式会社江電社	常任理事 代表取締役会長
管 工 事 ・ 空 調	石 田 一 臣	横浜市管工事協同組合	専務理事
〃	鈴 野 和 重	一般社団法人神奈川県空調衛生工業会	専務理事
防火対象物関係者	小 林 亨	一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会	理事
〃	久 保 添 晴 彦	一般社団法人神奈川県経営者協会防災委員会 三菱重工業株式会社横浜製作所	防災委員会委員 所長代理
〃	倉 田 雅 史	一般社団法人神奈川県ビルメンテナンス協会 株式会社東海ビルメンテナンス	副会長 代表取締役社長
関 連 団 体	山 田 裕 之	公益社団法人横浜市防火防災協会	専務理事
〃	小 川 喜 平	公益社団法人相模原市防災協会	理事長
〃	飯 田 孝 彦	公益財団法人神奈川県消防協会	会長
〃	野 田 佳 孝	一般社団法人神奈川県危険物安全協会連合会	専務理事

令和5年度事業の概要

◎ 各種講習事業

- ・消防設備点検資格者講習
- ・消防設備点検資格者再講習
- ・消防設備士法定講習
- ・防火・防災管理講習
- ・蓄電池設備整備資格者講習

◎ 普及啓発事業・情報提供事業

協会会員の方、防火対象物関係の方、県民の方等それぞれの対象を考慮して、各種の普及啓発事業を実施してまいります。主な普及啓発事業は次のとおりです。

(1) 消防設備会報の発行

- ・会員対象に年2回発行

(2) 防災情報の発信

- ・消防用設備等の点検報告制度、点検済表示制度の周知
- ・防災フェア等消防防災関係機関の行事への参加

(3) ホームページでの情報提供＜ <https://www.02-ksk.or.jp> ＞

- ・協会の事業紹介、各種講習会等のお知らせ

(4) パンフレット等の配布

- ・消防用設備等点検報告制度、点検済表示制度、消火器の不適正点検防止等のパンフレット、リーフレット等の配布

◎ 行政機関及び関係機関・団体との連携調整事業

(1) 神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課との連絡調整

- ・消防法令の改正、各種通知・通達等資料の提供を受けるとともに、協会運営について適宜指導を受けます。
- ・消防設備士法定講習業務を受託実施します。

(2) 消防機関との連携、消防機関への協力

- ・消防機関の指導を適宜仰ぐとともに、緊密に連携して、実効ある事業の推進に努めていきます。

(3) (一財)日本消防設備安全センターとの連携

- ・各種講習会を受託実施します。
- ・消防用設備等点検済表示制度についての指導を受けます。
- ・(一財)日本消防設備安全センターの各種保険の事務を取り扱います。

(4) 関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会を通して各都県協会との連絡調整

- ・関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会を通して、各都県協会との情報交換・共同事業を推進します。

◎ 消防用設備等点検済表示制度推進事業

- ・消防用設備等点検済表示制度に基づく点検済票の交付を行います。
- ・防火対象物の消防用設備等点検時に点検推進指導員を派遣し立会います。
- ・優良点検事業所等の認定制度を推進します。

◎ 協会理事長表彰

協会の業務推進についての協力、消防用設備等の設置・適正な維持管理に尽力、優れた業績を有する個人及び事業所に対し、理事長表彰を行います。

- ・永年にわたり、消防用設備等に関する各種工事整備点検等の業務に従事し、他の模範となると認められる者
- ・消防用設備等点検済表示制度の推進とその普及に尽力し、優れた業績を有す事業所

◎ 防火基準点検済証及び防火優良認定証（防火セイフティマーク）等頒布斡旋事業

- ・防火対象物定期点検報告制度に係る「防火基準点検済証」及び「防火優良認定証」等の頒布、斡旋を行います。

令和4年度 消防設備士等試験実施結果

消防設備士試験

第1回

(令和4年9月19日実施)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲種	特 類	30	24	6	80.0%	8	16	33.3%
	第1類	166	116	50	69.9%	21	95	18.1%
	第2類	76	52	24	68.4%	19	33	36.5%
	第3類	87	54	33	62.1%	23	31	42.6%
	第4類	259	189	70	73.0%	68	121	36.0%
	第5類	64	47	17	73.4%	15	32	31.9%
	小 計	682	482	200	70.7%	154	328	32.0%
乙種	第1類	43	31	12	72.1%	5	26	16.1%
	第2類	13	10	3	76.9%	6	4	60.0%
	第3類	15	12	3	80.0%	4	8	33.3%
	第4類	155	111	44	71.6%	41	70	36.9%
	第5類	26	21	5	80.8%	5	16	23.8%
	第6類	344	253	91	73.5%	78	175	30.8%
	第7類	72	61	11	84.7%	35	26	57.4%
	小 計	668	499	169	74.7%	174	325	34.9%
合 計		1,350	981	369	72.7%	328	653	33.4%

消防設備士試験

第2回

(令和5年2月5日実施)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲種	特 類	21	19	2	90.5%	2	17	10.5%
	第1類	171	113	58	66.1%	41	72	36.3%
	第2類	48	37	11	77.1%	15	22	40.5%
	第3類	53	44	9	83.0%	8	36	18.2%
	第4類	212	159	53	75.0%	34	125	21.4%
	第5類	52	41	11	78.8%	13	28	31.7%
	小 計	557	413	144	74.1%	113	300	27.4%
乙種	第1類	46	30	16	65.2%	11	19	36.7%
	第2類	13	10	3	76.9%	3	7	30.0%
	第3類	23	17	6	73.9%	5	12	29.4%
	第4類	166	123	43	74.1%	29	94	23.6%
	第5類	25	16	9	64.0%	10	6	62.5%
	第6類	310	224	86	72.3%	77	147	34.4%
	第7類	55	48	7	87.3%	35	13	72.9%
	小 計	638	468	170	73.4%	170	298	36.3%
合 計		1,195	881	314	73.7%	283	598	32.1%

令和4年度 消防設備士試験実施結果

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲種	特 類	51	43	8	84.3%	10	33	23.3%
	第1類	337	229	108	68.0%	62	167	27.1%
	第2類	124	89	35	71.8%	34	55	38.2%
	第3類	140	98	42	70.0%	31	67	31.6%
	第4類	471	348	123	73.9%	102	246	29.3%
	第5類	116	88	28	75.9%	28	60	31.8%
	小 計	1,239	895	344	72.2%	267	628	29.8%
乙種	第1類	89	61	28	68.5%	16	45	26.2%
	第2類	26	20	6	76.9%	9	11	45.0%
	第3類	38	29	9	76.3%	9	20	31.0%
	第4類	321	234	87	72.9%	70	164	29.9%
	第5類	51	37	14	72.5%	15	22	40.5%
	第6類	654	477	177	72.9%	155	322	32.5%
	第7類	127	109	18	85.8%	70	39	64.2%
小 計		1,306	967	339	74.0%	344	623	35.6%
合 計		2,545	1,862	683	73.2%	611	1,251	32.8%

令和4年度 危険物取扱者試験実施結果

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲 種		1,590	1,363	227	85.7%	573	790	42.0%
乙種	第1類	287	265	22	92.3%	193	72	72.8%
	第2類	310	293	17	94.5%	212	81	72.4%
	第3類	372	345	27	92.7%	262	83	75.9%
	第4類	5,197	4,494	703	86.5%	1,908	2,586	42.5%
	第5類	398	379	19	95.2%	271	108	71.5%
	第6類	330	310	20	93.9%	251	59	81.0%
	小 計	6,894	6,086	808	88.3%	3,097	2,989	50.9%
丙 種		180	157	23	87.2%	113	44	72.0%
合 計		8,664	7,606	1,058	87.8%	3,783	3,823	49.7%

——点検済表示制度の推進——

点検を終了したら全国共通ラベルの貼付を！

当協会における「消防用設備等点検済表示制度」の実施状況は、他県の実施状況と比較し十分とはいえない結果です。神奈川県は、人口数、業態対象物数及び消防用設備等設置義務対象物の状況から見て東京都に次ぐ規模になっています。令和4年度のラベル交付枚数は1,045,250枚で、前年度より14,920枚の減少という状況でした。

当協会では、このような状況を踏まえ、この制度の一層の充実を図るため、各種事業を推進しているところであり、県下消防機関に対しても、この制度の推進についてなお一層の協力を要請しているところでもあります。

令和2年度のこの制度に係る主な推進事業は、

- ①点検済証（ラベル）未交付登録会員への協力要請
- ②防火対象物点検時の点検推進指導員派遣
- ③優良点検事業所認定制度の推進
- ④制度推進のための普及啓発（広告、行事参加等）

などを実施しております。

点検済表示登録会員の皆様には、点検を終了したら、必ず「全国共通ラベル」を貼付するようお願いいたします。

点検済表示登録会員数

区 分	令和4年3月末会員数	令和5年3月末会員数
1号表示会員	246	246
2号表示会員	7	6
合 計	253	252

—— 消火器用 ——



—— 消火器以外の設備用 ——



消防用設備等点検済表示管理委員会委員名簿

(令和5年7月末現在 敬称略・順不同)

職 名	氏 名	所 属	役 職
委 員 長	森 泰 教	相 模 原 市 消 防 局	参事兼予防課長
副 委 員 長	吉 野 賢 二	横 浜 市 消 防 局	指 導 課 長
副 委 員 長	浅 井 国 春	川 崎 市 消 防 局	査 察 課 長
委 員	友 松 豊	横 須 賀 市 消 防 局	予 防 課 長
委 員	工 藤 秀 明	藤 沢 市 消 防 局	査 察 指 導 課 長
委 員	鈴 木 健 弘	平 塚 市 消 防 本 部	消防次長兼予防課長
委 員	竹ノ谷 直 人	鎌 倉 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	奥 川 誠 二	小 田 原 市 消 防 本 部	副消防長(予防担当)
委 員	飯 塚 真 也	茅ヶ崎 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	熊 坂 篤 範	逗 子 市 消 防 本 部	消 防 予 防 課 長
委 員	八重樫 浩	厚 木 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	岩 崎 紀 江	大 和 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	齊 藤 正	泰 野 市 消 防 本 部	参事兼予防課長
委 員	森 屋 和 則	伊 勢 原 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	田 所 博 文	座 間 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	外 園 太 郎	海 老 名 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	小 林 将 純	綾 瀬 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	古 正 幸 司	大 磯 町 消 防 本 部	消 防 総 務 課 長
委 員	北 村 嘉 浩	葉 山 町 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	貝 瀬 功	湯 河 原 町 消 防 本 部	警 防 課 長
委 員	中戸川 財 之	箱 根 町 消 防 本 部	消 防 次 長
委 員	秋 澤 孝 治	二 宮 町 消 防 本 部	消 防 課 長
委 員	松 川 清 一	愛 川 町 消 防 本 部	消 防 課 長
委 員	佐 藤 幸 治	JFEスチール(株)東日本製鉄所(京浜地区)	環 境 ・ 防 災 部 長
委 員	杉 本 正 之	能 美 防 災 (株) 横 浜 支 社	C S サ ー ビ ス 課 長
委 員	平 野 康 司	モリタ宮田工業(株)営業本部機器事業部本店営業部	営 業 1 課 長
委 員	清 水 廣 司	(株) 清 水 商 工	取 締 役 会 長
委 員	石 田 正	神 奈 川 県 防 災 消 防 協 同 組 合	理 事 長
委 員	竹 洞 勉	防 災 か な が わ 協 同 組 合	代 表 理 事
委 員	佐 藤 康 司	横 浜 市 防 災 機 器 販 売 協 同 組 合	代 表 理 事
委 員	大 井 達	相 模 原 市 防 災 設 備 協 同 組 合	代 表 理 事
委 員	武 者 恵 吾	川 崎 市 消 防 設 備 協 同 組 合	理 事 長
委 員	大 石 潔	(一財)神 奈 川 県 消 防 設 備 安 全 協 会	常 務 理 事

防火・防災セイフティマーク等頒布のご案内

表示の種類：防火基準点検済証	防火優良認定証
防災基準点検済証	防災優良認定証
防火・防災基準点検済証	防火・防災優良認定証

■防火管理・防災管理の実施状況に対する定期点検報告制度

◆防火対象物定期点検報告制度

一定用途・規模の建物では、防火対象物定期点検報告制度が義務化され、平成15年10月から施行されています。

点検報告義務者：防火対象物の管理権原者

点検の実施者：防火対象物点検資格者（登録講習機関の講習を受けて資格取得）に行わせる。

対象となる建物：消防法施行令別表第1の用途ごとに収容人員・延べ面積・構造等に応じて要否が定められています（消防法施行令第4条の2の2参照）。

点検の期間：1年に1回（報告も同じ）

罰則：点検結果の報告をしない場合又は虚偽の報告をした場合には、行為者に対して30万円以下の罰金又は拘留の刑が科せられるほか、その法人に対し罰金刑が科せられます（消防法第44条第11号、第45条第3号参照）。

◆防災管理定期点検報告制度

大規模建築物等では大規模地震等に備えて自衛消防組織を設置する等の防災管理業務が義務化され、同時に防災管理業務の実施状況に対する点検報告が義務化されました（平成21年6月1日施行）。

点検報告義務者：防災管理対象物の管理権原者

点検の実施者：防災管理点検資格者（登録講習機関の講習を受けて資格取得）に行わせる。

対象となる建物：消防法施行令別表第1のうち、用途・階数・延べ面積に応じて要否が定められています（消防法施行令第46条、第4条の2の4参照）。

点検の期間：1年に1回（報告も同じ）

罰則：点検結果の報告をしない場合又は虚偽の報告をした場合には、行為者に対して30万円以下の罰金又は拘留の刑が科せられるほか、その法人に対し罰金刑が科せられます（消防法第44条第11号、第45条第3号参照）。

■点検済表示制度

◆防火基準点検済証

防火対象物点検の結果、点検基準に適合している建物に表示できます。

◆防災基準点検済証

防災管理点検の結果、点検基準に適合している建物に表示できます。

◆防火・防災基準点検済証

防災管理点検の対象となる建築物等で防火対象物点検の対象でもあるものは、両方の点検を同時に行い、それぞれの点検基準に適合している場合に、この表示ができます。



■点検報告の特例制度と表示

◆防火対象物定期点検報告義務の免除と表示

防火対象物定期点検報告が必要な建物で、3年間消防法令違反等がない場合、消防機関に申請し、検査を経て特例認定を受けることができます。認定されれば当該点検及び報告が3年間免除されます。また、防火優良認定証を表示することができます。

◆防災管理定期点検報告義務の免除と表示（平成24年6月1日から適用）

防災管理点検報告が必要な建築物等で、3年間消防法令違反等がない場合、消防機関に申請し、検査を経て特例認定を受けることができます。認定されれば当該点検及び報告が3年間免除されます。また、防災優良認定証を表示することができます。

◆防火・防災優良認定証の表示（平成24年6月1日から適用）

防火対象物点検報告の特例及び防災管理点検報告の特例の認定を同時に受けた場合には、防火・防災優良認定証を表示することができます。



■表示までのフロー

●防火基準点検済証、防災基準点検済証、防火・防災基準点検済証

消防機関へ点検結果報告 → 報告書副本返戻 → 協会へ表示の購入申込み → 協会から請求書発行（代金支払い）→ 納品 → 表示

●防火優良認定証、防災優良認定証、防火・防災優良認定証

消防機関へ特例認定申請 → 消防機関による検査 → 認定通知 → 協会へ表示の購入申込み → 協会から請求書発行（代金支払い）→ 納品 → 表示

■表示の種類と頒布価格

表示の種類		仕様（【1】～【6】の説明）		価格
防火基準点検済証	A＝壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	①	①＝厚4mm・重380g ・文字プレート差込式	4,200円
	B1＝壁掛式（額縁込）	②		6,200円
	B2＝B1の額縁不要のもの	③		4,500円
	N＝壁貼付式	④		1,600円
防災基準点検済証	I＝壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	⑤	②＝厚3mm・重610g ・文字刻印式	4,600円
	J1＝壁掛式（額縁込）	②		6,500円
	J2＝J1の額縁不要のもの	③		4,600円
防火・防災基準点検済証	O＝壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	⑤	③＝厚3mm・重230g ・文字刻印式	4,200円
	P1＝壁掛式（額縁込）	②		6,000円
	P2＝P1の額縁不要のもの	③		4,000円
防火優良認定証	L＝壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	⑤	④＝厚1mm・重110g ・文字シール式・塩ビ	4,500円
	M1＝壁掛式（額縁込）	②		6,300円
	M2＝M1の額縁不要のもの	③		4,400円
防災優良認定証	Q＝壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	⑤	⑤＝厚3mm・重280g ・文字刻印式	4,200円
	R1＝壁掛式（額縁込）	②		6,000円
	R2＝R1の額縁不要のもの	③		4,000円
防火・防災優良認定証	X＝壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	⑤	⑥＝縦5.5cm・横20cm	4,200円
	Y1＝壁掛式（額縁込）	②		6,400円
	Y2＝Y1の額縁不要のもの	③		4,000円
文字プレート	H＝A用	⑥		1,300円

備考

- 1 サイズ：A4（縦297mm 横210mm）
- 2 材質：表面＝透明アクリル、背面＝塩化ビニール（N＝透明塩化ビニール）
- 3 価格：文字記入の費用及び消費税が含まれています。
- 4 送料：別途必要です（文字プレート（H）のみ購入時は無料）。
- 5 B1・M1・J1・P1・R1・Y1：額縁とセットとなっています。
- 6 B2・M2・J2・P2・R2・Y2：手持ちの額縁がある場合にご利用ください。
- 7 壁掛式：背面に壁掛け用の紐があり、スタンド用の脚がないものです。
壁貼付式：裏面に両面テープがついており、ご自分で貼るものです。
スタンド式：裏面にスタンド用の脚が付いています。
- 8 A：文字の部分がプレート差込式（文字プレート（H）を使用）となっています。
- 9 H：1年ごとの更新時にご利用ください（初回購入時は本体に含まれています。）。

■購入方法等

申込方法：購入申込書に必要書類を添えて、協会へ FAX にてお申込みください。

⇒防火基準点検済証・・・・・・・・・・・・・様式1+ 別紙1+ 必要書類

⇒防災基準点検済証、防火・防災基準点検済証・・・・・・様式1+ 別紙1+ 必要書類

⇒防火優良認定証・・・・・・・・・・・・・様式2+ 別紙2+ 必要書類

⇒防災優良認定証、防火・防災優良認定証・・・・・・様式2+ 別紙2+ 必要書類

納 期：入金確認後2週間程度を要します。

支払方法及び送料：銀行振込（前払い）

申込受付後、協会より請求書を送付します。

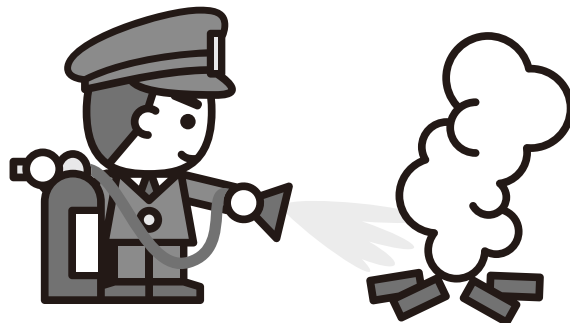
送料についてはお問い合わせください。

申込用紙：当協会のホームページからダウンロードしてください。

U R L：https://www.02-ksk.or.jp

— 2 0 2 3 年度全国統一防火標語 —

火を消して
不安を消して つなぐ未来



〈令和5年1月以降の主な通知等〉

発 番 号	日 付	発 信 者	標 題
消防予第41号	1月20日	消防庁予防課長	防火・防災管理に関する講習のガイドラインの改正について
消防予第45号	1月23日	消防庁予防課長	神戸市兵庫区で発生した共同住宅火災を受けた防火対策の注意喚起について
消防予第46号	1月23日	消防庁次長	「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件」及び「消防用設備等試験結果報告書の様式の一部を改正する件」の公布について
事務連絡	2月7日	消防庁総務課	令和5年度消防庁広報施策テーマについて
消防予第152号	3月6日	消防庁予防課長	対象火気設備等を屋内に設ける場合の外部への延焼防止措置が講じられた室に係る事例について
消防予第175号	3月16日	消防庁予防課長	「立入検査標準マニュアル」の改正について
事務連絡	3月17日	消防庁予防課	2023年度全国統一防火標語の決定について
消防予第184号	3月22日	消防庁予防課長	消防設備士講習のオンライン化の推進について
事務連絡	3月27日	消防庁予防課	消防法施行規則第19条の2第4号に規定する「工事、整備及び点検時において取るべき措置の具体的内容及び手順を定めた図書」の例について
消防予第196号 消防危第68号	3月28日	消防庁予防課長 危険物保安室長	設置届及び着工届の添付図書等に関する運用について
事務連絡	3月30日	消防庁予防課	基準の特例を適用した検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等について
消防予第211号	3月30日	消防庁予防課長	可動式ブースに係る消防用設備等の取扱いについて
事務連絡	3月29日	消防庁予防課	偽造防災ラベルが貼付された工事用シートに関する注意喚起
事務連絡	3月31日	消防庁予防課	住宅用火災警報器等の配布モデル事業への協力について
消防予第210号	3月31日	消防庁予防課長	「二酸化炭素消火設備が設置された部分又はその付近で工事等作業を行う際の事故防止対策実施マニュアル」の附属資料の追加について
事務連絡	3月31日	消防庁予防課	「直通階段が一つの建築物向けの避難行動に関するガイドライン」に係るリーフレットの作成について
事務連絡	4月17日	消防庁予防課	「対象火気設備等を屋内に設ける場合の外部への延焼防止措置が講じられた室に係る事例について」の一部訂正について
消防災第71号	4月20日	消防庁国民保護・ 防災部防災課長	「防災・危機管理 e-カレッジのコンテンツの追加について
事務連絡	4月20日	消防庁予防課	衣類乾燥除湿機のリコールについて
事務連絡	6月6日	消防庁予防課	偽造防災ラベルが貼付された工事用シートに関する注意喚起（情報共有）
消防参第177号	6月26日	消防庁国民保護・ 防災部参事官	「第26回全国消防救助シンポジウムの開催について」
事務連絡	6月29日	消防庁予防課	日本版「製品安全誓約」の取組について
事務連絡	7月3日	消防庁予防課	令和4年中に発生した製品火災に関する調査結果について
消防予第408号	7月10日	消防庁予防課長	住宅用火災警報器の設置状況等調査結果（6月1日）について

協会からのお知らせ

当協会理事長である黒澤 麻志が令和5年春の褒章（消防関係）において、黄綬褒章を授与されました。協会員の皆様方に厚く御礼申し上げます。

黄綬褒章は、永年にわたり消防機器の研究開発及び製造販売業務や消防設備保守業務等に精励するとともに、業務の発展に大きく寄与した者を対象としています。

（伝達式 令和5年5月15日
東京都港区 ニッショーホール）



第1種・第2種消防設備点検資格者講習実施日程

- | | | |
|-----|----------------|-------------------|
| 第1種 | 令和5年12月5日～7日 | （申請期間 |
| 第2種 | 令和5年12月12日～14日 | 令和5年9月19日から9月29日） |
| 第1種 | 令和6年3月5日～7日 | （申請期間 |
| 第2種 | 令和6年3月12日～14日 | 令和6年1月初旬予定） |

第1種・第2種消防設備点検資格者再講習実施日程

- | | | |
|-----|---------------|----------|
| 第1種 | 令和6年1月23日・25日 | （申請期間未定） |
| 第2種 | 令和6年1月24日・26日 | |
| 第1種 | 令和6年2月20日 | （申請期間未定） |
| 第2種 | 令和6年2月21日 | |

点検推進指導員派遣制度について

県内の防火対象物における消防設備等点検業務に対し、協会職員である点検推進指導員を無償で派遣し、点検業務に立ち会う制度を実施して、県民の「安全・安心」を支援します。

点検推進指導員派遣制度の流れ

◎点検立会の依頼

建物オーナー、防火管理者及び点検事業者から依頼します。

◎点検実施状況の確認

点検推進指導員が保守・点検の実施状況を確認します。

◎点検立会確認の通知

点検立会確認書を建物オーナー、防火管理者及び点検事業者に通知します。



優良点検事業所認定制度について

消防用設備等の点検業務（総合点検）を確実に履行し、点検従業員の服装やモラルなどを含め、総合的に審査基準を満たしている当協会の表示登録会員事業所を、『優良点検事業所』として認定します。

優良点検事業所認定制度の流れ

◎優良点検事業所認定の申請

点検事業者から申請します。

◎点検実施状況の確認

点検推進指導員が保守・点検の実施状況を確認します。

◎優良点検事業所の認定

点検推進指導員の確認結果をもとに、認定等委員会で認定（不認定）されます。

認定後は、当協会のホームページに事業所名等が掲載されるとともに、「認定証」及び「金ラベル証」が無償で交付されます。

消防用設備等
優良点検認定事業所
(一財) 神奈川県消防設備安全協会

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023 横浜市中区山下町1番地

(シルクセンター4階 408号室)

TEL (045) 201-1908

FAX (045) 212-0971

<https://www.02-ksk.or.jp>

E-mail: info@02-ksk.or.jp